

Q & A

退院しない患者および治療を妨害する親族には、どう対応したらよいか？

【事例】

術後入院している高齢の患者がいます。この患者は軽度の認知症も患っていますが、術後の経過は良好で、近いうちに通院治療が可能になると見込まれています。患者の親族は、同居する息子（成人）1人のみです。

Q1. 患者の息子が、当院の医師の治療方針に対し頻繁に異議を述べ、患者に必要な治療を拒否したり、医師への誹謗中傷を行ったりするなど、治療を妨害することも稀ではありません。当院としては、息子に対しどのような措置をとることができるでしょうか。

A1. 医療機関としては、まず、息子に対し、治療の必要性を説明した上で妨害をやめるよう説得すべきですが、それでも迷惑行為が止まない場合、医療機関が患者に対して診療契約上負っている診療義務の履行が妨害されることになりますので、医療機関は、業務遂行を妨害する息子に対し、施設管理権に基づいて施設からの退去を求めることがあります。

また、高齢者の必要とする医療サービスをその養護者が相応の理由なく制限する行為は、高齢者虐待（高齢者虐待防止法第2条第4項）にあたる可能性があります¹⁾。高齢者虐待を発見した者は、速やかにこれを市町村へ通報するよう努めなければならず（同法第7条第2項）、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は通報をしなければならないとされています（同条第1項）。通報を受けた市町村は、高齢者虐待の状況に応じ、場合によっては警察とも連携の上、高齢者の保護のために必要な措置を講じることになりますので、医療機関としては、市町村に通報して協力を求めるのも考えられます。

Q2. 数週間後、通院治療が可能な程度まで快復したとの診断に基づき、主治医から患者に退院できることを伝えましたが、患者が退院に応じません。当院としては、どのような根拠を示して患者を退院させるべきでしょうか。また、強制的に患者を退院させることはできるのでしょうか。

A2. 入院を伴う診療契約では、医師が通院治療可能と診断し、医療機関から患者に対し退院するよう指示があったときは、診断自体が不合理などといった特段の事由がない限り、入院を伴う診療契約は終了し、患者は速やかに退院する義務を負います（岐阜地裁平成20年4月10日判決）。したがって、患者に対しては、入院を伴う診療契約の終了によって退院しなければならない法的義務があることを示して退院を求めることがあります。

もっとも、医療機関が実力行使により患者を退院させることはできませんので、患者に対し、通院可能と診断した理由について丁寧に説明し、診療契約上退院する義務があることを伝え、家族には受け入れなどの協力も得るなどして、退院するよう説得すべきでしょう。それでもなお退院に応じない場合には、病室の明け渡しを求める仮処分や訴訟等の法的手段に訴えざるを得ません。仮処分とは、訴訟による判決を得る前に裁判所の保全命令により仮の救済を受けることのできる制度です。判決までの暫定的な措置ではありますが、明け渡しを早期に実現することができます。

なお、退院を拒み問題行動も見られる患者に対して、退院を求めるごとに、その後の通院ないし治療を拒むことでは、法的根拠が異なります。後者は医師法上の応招義務（正当な事由なく診療を拒んではならない義務）の問題を生じますので注意が必要です。

Q3. 当院の説得により患者は退院を了承しましたが、身元引受人である息子が受け入れを拒否しています。当院としてはどのような措置をとるべきでしょうか。

A3. 医療機関としては、まず、身元引受人である息子に対し、退院後の身元引受けを要請すべきです。このような要請を円滑に行うため、入院時に作成する保証書には、退院時の身元引受義務を明記しておくべきでしょう。

また、退院する義務を負う患者の受け入れを息子が拒否している場合、介護や世話の放棄（ネグレクト）が危惧されます¹⁾。したがって、医療機関としては、高齢者虐待防止法に基づき、市町村に通報して協力を求めることが考えられます。

なお、Q1では、息子に威力業務妨害罪（刑法第234条）が、Q2では、患者に不退去罪（刑法第130条）が、それぞれ成立し得ますが、それだけでただちに警察の介入を求めるることは現実的に困難です。他の患者や医療従事者に具体的な害悪を生じるおそれがある場合には、事前に警察に相談しておくことが望ましいでしょう。

【参考文献】

- 1) 厚生労働省 老健局 編著. 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成 30 年 3 月改訂）. 東京: 厚生労働省; 2018.

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ 患者のうまい乗せ方 - いうことを聞かない患者 (1) -***
- ・ 5 退院・転院を嫌がる家族に対する退院支援***

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。